

インフレスライドの運用について

土木技術管理課

国土交通省においては、令和7年（2025年）3月から適用される公共工事設計労務単価が令和7年（2025年）2月に公表され、令和7年（2025年）3月7日から適用することとなりました。これに伴い、令和7年（2025年）2月17日付け国不入企第50号にてインフレスライド条項の適用等について通知されました。

インフレスライド条項の適用について、本県土木部においては、令和5年（2023年）2月28日付け土技第810号の通知のとおり、賃金水準の変動に関わらず物価水準の変動が確認されれば適用可能としているところです。

つきましては、新労務単価を反映したインフレスライドの請求可能日について、令和7年（2025年）3月7日以降としましたので通知します。

■インフレスライドの概要

特別な要因で工期内に賃金水準等に著しい変動が生じ、請負代金額が不相当となった時に、請負代金額の変更を請求できる制度で、工事請負契約約款第25条6項に規定しています。

● 対象とする工事

基準日から残工期が2ヶ月以上ある工事。

また、基準日までに変更契約を行っていない場合でも、先行指示等により工期延期が明らかな場合には、その工期延期期間を考慮することができます。

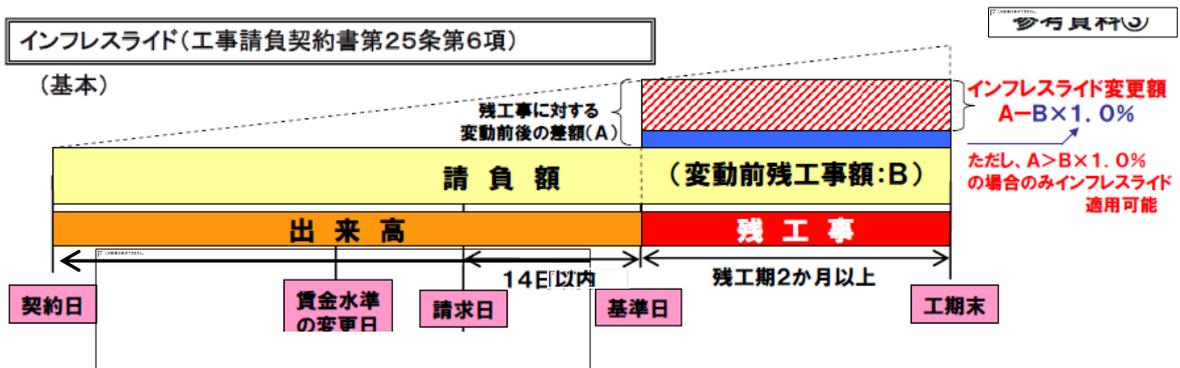
● 対象とする工事費

基準日以降の残工事に対する工事費。（基準日までの出来高を除いたものが対象です。）
該当となる工事費の資材・労務及び諸経費等が対象となります。

● 請負代金の変更

対象とする工事費（残工事）のうち1%を超える額について、請負代金額の変更を行います。

<インフレスライド対象額のイメージ>



※手続きに関するスケジュールや様式などは「賃金等の変動に対する熊本県公共工事請負契約

約款第25条第6項（インフレスライド条項）運用マニュアル」を参照ください。

■ 「全体スライド」・「単品スライド」・「インフレスライド」の比較

共通した考え方としては、価格変動が、

- 通常合理的な範囲内である場合には、請負契約であることからリスクは受注者が負担
- 通常合理的な範囲を超える場合には、受注者のみのリスク負担は不適切

項目		全体スライド(第1～4項)	単品スライド(第5項)	インフレスライド(第6項)
適用対象工事		工期が12ヶ月を超える工事 (比較的大規模な工事)	すべての工事	すべての工事
条項の趣旨		比較的緩やかな価格水準の変動に対する措置	特定の資材価格の急激な変化に対応する措置	急激な価格水準の変動に対応する措置
請負額変更の方法	対象	契約締結から12ヶ月経過後の残工事分の資材、労務等及び諸経費	工事の総価に大きな影響を及ぼす資材のみ	賃金水準の変更がなされた日以降の残工事分の資材、労務等及び諸経費
	受注者の負担	残工事費の1.5%	対象工事費の1.0%	残工事費の1.0%
再スライド		可能	なし	可能

(参考資料) 「熊本県公共工事請負契約約款」第25条(スライド条項)

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第25条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12ヶ月を経過した後日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額(請負代金額から当該請求時の出来形部分に相当する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。)と変動後残工事代金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相当する額をいう。以下この条において同じ。)との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

6 予期することのできない特別な事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

全体スライド

単品スライド

インフレスライド